

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年6月6日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 会議録署名委員

13番	林勉
14番	森一博

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

6. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)
議案第2号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について(納税猶予(出口))
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に ついて(農地中間管理権)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に ついて(利用権転貸)
報告第1号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約 の通知について(賃貸借合意解約)

7. 傍聴人 1人

8. 会議の経過

(会長)

どうも、委員の皆さんご苦勞様でございます。今日はですね、傍聴の申し出がでございます。会議に先立ちまして、皆さん方にご連絡を、お伝えをしていきたいと思っております。本日、傍聴の関係がございまして、個人情報については十分に配慮しながら議事の進行をまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(事務局長)

それでは、令和4年第6回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないように配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、5月25日に実施しました現地調査委員名を報告をさせていただきます。なお、敬称は省略いたします。

7番 田中会長
10番 辻村委員
11番 南委員
12番 芳川委員

と、事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは、本日の議事につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

まず、本日の議案につきましては、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついて(3条許可) 7件

(会長)

議案第2号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の 利用状況の確認について (納税猶予(出口))	2件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について (農地中間管理権)	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について(利用権転貸)	1件
報告第1号	農地法第18条第6項による賃貸借契 約合意解約の通知について (賃貸借合意解約)	1件

以上でございます。それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。13番の林勉委員、14番の森委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、進めてまいりたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

議案第1号受付番号17について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号17について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、5月の総会において継続審議となった案件です。本日は、補足説明といたしまして、書類のほうを別途準備させていただきました。皆さまの机の上の令和4年第6回久御山町農業委員会定例総会補足説明と書かれた資料をご覧ください。こちらのほうが補足説明となります。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2

(事務局)

ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号17番につきまして、事務局から説明がございました。この案件につきましては、先月からの継続ということになっております。先月、保留ということになってございます。この受付番号17につきまして、お手元のほうに補足説明がいつてるかと思えます。この件につきまして、何かご意見、皆さん方から、ご意見ご質問があれば、頂戴をいたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

はい、●●委員。

(●●委員)

今、説明あったように、前回、先月から引き続きのやつやと思うんやけどね、私も、先月もだいぶ言いましたけど、この遺言執行ですか、これに対しては問題はないと。ただこの、譲受人の農業経営の状態が、状況の問題やと、言ってたわけやね。前はね、この農機具の所有状況、リース、今回はリースって書いてます。前はほな嘘でしたか。嘘の証明やったんやね。

(事務局)

申請書ほうに、細かく記載のほうがなかったのもう一度、今回この補足説明でさしていただいている内容に加えて、そのへんも、細かく確認させていただきましたので、議案書のほうちょっとリースというように形で、訂正はさせていただきます。

(●●委員)

リースというのは、ここに書いてある、誰かしてくれる人が、●●の●●さんですか、から農機具を借りてやるということでもいいんですね。リースってそういう意味やね。

(事務局)

そうです、はい。

(●●委員)

それとね、前回も言いましたけど、この農業してるように見えませんか、ずっと今のところね。だからこれが本当に荒廃地ならんと、ずっと農業、ここにネギをすって書いてあるけどね、それで本当にやってくれるんやったらそれでいいけどね、念書が入っていることやったけど。それも三ヶ月か四ヶ月にいっぺんくらい見てもらおうと、というような条件やったらそれでいいんですよ。おそらく、されないと思います、私は。できるような状況じゃないと思います。ほんでね、私、これ採決に加わるのどうしようかなと思ってるんです。後々やっぱり荒廃地になってしまったときに責任がありますわな、ここで手挙げて、オーケイって認めたら。そういうことでね、私は手はよう挙げません。

(事務局)

今、お言葉をいただきましたし、定期的にも確認のほうは行きます。もし、そういうことはないと思えますけども、荒廃地になっていくのであれば、当然指導のほうは対応させていただきます。

(会長)

その他なにか、ございませんか。よろしいですか。よろしゅうございますか、ないですか。

特にその他、ご意見ご質問ともないようございしますので、それでは採決に入りたいと思います。議案第1号受付番号17を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

賛成多数ですね、賛成多数ということで、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号20から受付番号23について、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号20から23の案件について、5月25日、現地調査、行いました、特に問題ないと思われませんが、案件、受付番号23については、若干草が生えていると、いう程度なので、特に大きな問題はないと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号20と受付番号21については、譲受人が同じ方でございますので、まとめて審議をしたく思います。また、受付番号20と、資料の一番後ろについております、報告第1号ですね、受付番号20と、報告第1号農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約合意解約の通知について、資料の一番後ろにあるかと思

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号20について説明する前に、関連する内容といたしまして、報告第1号受付番号4を先に報告いたします。

報告第1号受付番号4について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。本件については、令和4年5月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号20について議案書3ページをご覧ください。

続きまして、議案第1号受付番号21について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページと3ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

まず審議案件、議案第1号受付番号20と受付番号21、それから報告案件第1号受付番号4につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、ございませんか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号20と受付番号21を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号22と受付番号23については、譲受人が同じ方ですので、まとめて審議します。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号22について議案書6ページをご覧ください。こちらの農地は、譲受人であります●●●●●●●●が利用権設定をしていた農地で、その詳細につきましては議案書7ページに記載しております。今回のように、借受人が所有権を譲受ける場合は、利用権設定の合意解約は必要ないとされています。

続きまして、議案第1号受付番号23について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、譲受人が法人なので、現地調査の際に、農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。審査の内容につきましては、議案書9ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成

(事務局)

いたしました農地法第3条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページ、5ページ、6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、まず、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

報告します。農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

●●●●●●●●●●については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われまます。以上です。

(会長)

議案第1号受付番号22と受付番号23について、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号22と受付番号23を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号24と受付番号25につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づき、当該事案の審議から終了まで退席をお願いをいたします。

(● ● 委員 午後 1 時 4 5 分 退席)

(会長)

それでは、議案第 1 号受付番号 2 4 と受付番号 2 5 については、譲受人が同じ方ですので、まとめて審議をします。

まず、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(● 委員)

議案第 1 号受付番号 2 4 と受付番号 2 5 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

続きまして、議案第 1 号受付番号 2 4 と受付番号 2 5 について、2 4 と 2 5 の 2 件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 1 号受付番号 2 4 について議案書 1 1 ページをご覧ください。

続きまして、議案第 1 号受付番号 2 5 について議案書 1 2 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 1 3 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 2 4 と受付番号 2 5 、この 2 件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号24と受付番号25を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(●●委員 午後1時48分 入室)

(会長)

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の部分ですね、を議題とします。

それでは、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●委員)

議案第2号受付番号6と受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号6については、特に問題ないものと思われ
ます。

受付番号7については、●●●●●●●●●●以外は、特に問題ないものと思われ
ます。●●●●●●●●●●については、半分は畑として適正に管理されていま
したが、もう半分は中に入ることができないほど木や雑草が生えており、農地として適正に管理されていないものと思われ
ます。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号6について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号6について議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおり
です。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページ、9ページ、10ページ、11ページをご覧

(事務局)

下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号6につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第2号受付番号7につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号7について議案書15ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。先ほどの現地調査の報告でもありましたとおり、●●●●●●●●の農地につきましては、半分は野菜が作付けされていたのですが、半分は木や草が生い茂り、荒廃していました。その他の農地の5筆につきましては、保全管理がされていました。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページ、13ページをご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号7につきまして、事務局から説明がございましたが、その他なにか、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようで

(会長)

ございます。

それでは採決に入ります。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

今、意見言うほどでもないねんけど、今現在、木生い茂ってたっていうのは、どういうことになってるんか。それ、そのままで通してもいいんやろか。今、多分採決のほう入ってはるし。そのままでいけるんやったら、それでええけども、そのへんはどうなんの。

(事務局)

そうですね、今の、この内容で税務署のほうに報告はさせていただきますけども、最終的な判断は税務署のほうが行いますので。

(会長)

よろしいですか。

(事務局)

もう一回言いましょうか。この状態で報告はさせていただきます。最終的な判断は、税務署のほうで行うこととなりますので、ちょっとうちのほうで、どういうふうな判断かっていうのはわからないですけど。

(●●●委員)

採決とったらそれでええんか言うんで、でも良い言われたら終わりやからね。そのままで出します言うことでオーケイやね。

(事務局)

そうですね、はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

その場合、農業委員会では許可出たと、オーケイが出たということで、報告あんねやね。

(事務局)

全体的に見るとそのオーケイではありますけど、この●●●●●●については、こういう状況でしたよとい

(会長)

それでは、元に戻りましてですね、採決に入りたいと思います。議案第2号受付番号7について、特例農地のうち●●●●●●●●●以外については適正に管理されていたと判断し、●●●●●につきましては、適正に管理されていないと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、●●●●●●●●●以外は、適正に管理されていたが、●●●●●●●●●は、適正に管理されていないと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、農地の中間管理権と、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の転貸については、関連する内容ですので、まとめて審議をします。

それでは、議案第3号及び議案第4号の案件について、現地調査の報告をよろしくお願いをします。

(●●委員)

議案第3号受付番号2と議案第4号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号2と議案第4号受付番号2につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号2について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。本件につきましては、地主から京都府農業会議に貸し付ける案件となっています。

(事務局)

次に、議案第4号受付番号2について議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、京都府農業会議から借り手に又貸しされる内容となっております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号2と議案第4号の受付番号2について何か、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第3号受付番号2、及び議案第4号受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第3号受付番号2及び議案第4号受付番号2については、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましても、これで全て終わりたいと思います。報告第1号につきましても、すでに説明を済んでおりますので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時00分 終了